

令和8年度7月期 市営住宅 定期募集住戸一覧

◇ 優先募集住戸

【優先募集住戸について】

優先入居対象世帯(注意事項参照)に該当する場合に申込みすることができます。

また、優先入居対象世帯に該当する場合は、優先募集住戸と一般募集住戸を重複して申込みすることもできます。

なお、抽選は優先募集住戸から行いますが、重複申込みをした方が優先募集住戸に当選した場合は、一般募集住戸の申込みは取消しとなります。

No	地区	団地名 部屋番号	階数	建設年度	構造 ※注1	EV ※注2	風呂 ※注3	単身申込 ※注4	家賃(R8年度) 月額(円)※注5	間取り	駐車場	所在地
1	平	下荒川 1-10号室	1階	平成2年	中耐	×	×	×	17,500 ~ 34,400	和 6 / 6 / 4.5	○	平下荒川字五理内48番地
2	平	中央台第二 1-2号室	1階	平成4年	中耐	×	リ	×	21,700 ~ 42,700	和 6 / 6 / 洋 6	○	中央台鹿島三丁目1番地の13
3	平	平窪 109号室	1階	平成7年	高層	○	リ	×	21,800 ~ 42,800	和 6 / 6 / 洋 6	○	平下平窪字粥餅川原4番地
4	常磐	日渡 5-10号室	1階	昭和57年	中耐	×	×	○	14,900 ~ 29,200	和 6 / 6 / 4.5	○	常磐湯本町日渡2番地の1
5	四倉	梅ヶ丘南 1-10号室	1階	昭和54年	中耐	×	×	○	14,700 ~ 28,800	和 6 / 6 / 4.5	○	四倉町字梅ヶ丘南3番地
6	久之浜	久之浜西部 1-1号室	1階	昭和57年	中耐	×	×	○	14,700 ~ 28,900	和 6 / 6 / 4.5	○	久之浜町西一丁目1番地の1
合 計 6 戸												

※ 車いす対応住戸ではありません。

◇ 一般募集住戸

No	地区	団地名 部屋番号	階数	建設年度	構造 ※注1	EV ※注2	風呂 ※注3	単身申込 ※注4	家賃(R8年度) 月額(円)※注5	間取り	駐車場	所在地
1	平	比良 5-13号室	1階	昭和56年	中耐	×	×	◎	15,200 ~ 29,800	和 6 / 6 / 4.5	○	平赤井比良二丁目19番地
2	平	下荒川 1-4号室	2階	平成2年	中耐	×	×	×	17,500 ~ 34,400	和 6 / 6 / 4.5	○	平下荒川字五理内48番地
3	平	中央台第二 4-1号室	1階	平成5年	中耐	×	リ	×	22,000 ~ 43,200	和 6 / 6 / 洋 6	○	中央台鹿島三丁目1番地の13
4	勿来	関田須賀 2-5号室	2階	平成12年	中耐	×	リ	×	23,200 ~ 45,600	和 6 / 洋 6 / 6	○	勿来町関田須賀1番地
5	内郷	宮町竹ノ内 1-1217号室	2階	昭和53年	中耐	×	×	◎	12,900 ~ 25,400	和 6 / 6 / 4.5	○	内郷宮町竹之内39番地の2
6	久之浜	久之浜西部 3-12号室	2階	昭和61年	中耐	×	×	◎	15,400 ~ 30,200	和 6 / 6 / 4.5	○	久之浜町西一丁目1番地の1
合 計 6 戸												

※注意書きの説明は裏面にございます。

また、別紙の「注意事項」も必ずお読み下さい。

◇ DV被害者世帯優先募集住戸

【DV被害者世帯優先募集住戸について】
書面によりDV被害を証明できる世帯のみ申込みが可能です。詳細は窓口にご相談ください。

No	地区	団地名 部屋番号	階数	建設年度	構造 ※注1	EV ※注2	風呂 ※注3	単身申込 ※注4	家賃(R8年度) 月額(円)※注5	間取り	駐車場	所在地
1	募集住戸の詳細につきましては、窓口にご相談ください。											
合計 1 戸												

◇ 障がい者世帯優先募集住戸
(車いす対応住戸)

【障がい者世帯優先募集住戸(車いす対応住戸)について】
身体障がい者手帳(1級～4級)を所持し、日常生活において常時車いすを自ら操作し生活することが可能な方(常時介護を必要とする方は、介護できる同居親族のある方)でない申し込みできません。

No	地区	団地名 部屋番号	階数	建設年度	構造 ※注1	EV ※注2	風呂 ※注3	単身申込 ※注4	家賃(R8年度) 月額(円)※注5	間取り	駐車場	所在地
1	平	向後川原 1-1号室	1階	昭和60年	中耐	×	☆	○	16,700 ～ 32,800	和 6 / 4.5 / 洋 6	○	平中平窪新町1番地の1
合計 1 戸												

◇ 特別市営住宅募集住戸
(中堅所得者向け)

No	地区	団地名 部屋番号	階数	建設年度	構造 ※注1	EV ※注2	風呂 ※注3	単身申込 ※注4	家賃(R8年度) 月額(円)※注5	間取り	駐車場	所在地
1	小名浜	愛宕 211号室	3階	平成6年	中耐	×	リ	×	52,000 ～ 65,000	和 7.5 / 6 / 洋 6	○	小名浜愛宕町16番地の14
合計 1 戸												

※注1【構造について】

- ・高層:6階以上
- ・中耐:中層耐火構造(3階～5階建)
- ・耐二:耐火構造二階建
- ・簡二:簡易耐火構造二階建
- ・木造2F:木造2階建住宅

※注2【EV:エレベーターの設置状況】

※注3【お風呂・給湯器の設置状況】

- ・「リ」:風呂・給湯器は設置済。入居者は毎月ガス会社へリース料を支払う。退去時は撤去不要。
- ・「○」:災害対応により未使用品を設置済。退去時は撤去必要。
- ・「×
- ・「☆」:風呂・給湯器は設置済。障がい者用住戸に設置されており費用負担なし。退去時は撤去不要。

※注4【単身申込条件】

- ・「○」:注意事項 1.共通事項(1)①～④に該当する方は単身で申込み可能
- ・「◎」:注意事項 1.共通事項(1)①～④に加え、⑤(60歳未満の単身者)に該当する方も単身で申込み可能

※注5家賃は所得に応じて決定されます。

申込み受付期間	令和8年7月1日(水)～令和8年7月7日(火) (午前8時30分から午後5時まで) ※土、日、祝日を除く
申込み受付場所	いわき市市営住宅管理センター、いわき市市営住宅泉窓口センター
抽選日	令和8年7月14日(火)
入居資格審査書類提出期限日	令和8年7月24日(金)
契約関連書類提出期限日(予定)	令和8年8月中旬
入居開始予定日	令和8年9月上旬

※ 注意事項（必ずお読みください）

1. 共通事項について

- (1) 原則として、同居親族（概ね2ヶ月以内に結婚する婚約者を含む）のある方が対象となります。
ただし、次の方は単身入居可の住戸に限り単身で申込みことができます。

- ① 60歳以上の方
- ② 障がい者（身体・精神・知的）で、単身での生活が可能な方
（身体1～4級、精神1～3級、療育A又はB判定に該当する方）
- ③ 生活保護被保護者
- ④ その他条例で定める方
- ⑤ 18歳以上60歳未満の方（直近の募集で応募がなかった住戸に限る。）

※⑤の方が応募した住戸に、同居親族のある方や上記①～④に該当する方からの応募があった場合には、その方からの応募が優先され、⑤の方の応募は無効となります。

- (2) 原則として、申込みができる住戸は1箇所ですが、下記の優先入居対象世帯については、優先募集住戸と一般募集住戸を重複して申込みことができます。なお、抽選は先に優先募集住戸から行いますが、重複申込みをした方が、優先募集住戸に当選した場合は、一律、一般募集住戸の申込みは取消しとなりますので、あらかじめご了承のうえで申込みしてください。
- (3) 表面に記載の家賃月額が入居時の目安の額です。家賃月額は、世帯の収入状況等により毎年度変動します。
- (4) 入居に際して、入居時の家賃の3ヶ月分を敷金としてお預かりすることとなります。
- (5) 入居中は、毎月、家賃及び駐車場使用料（駐車場使用の場合のみ）をお支払いいただくほか、別途、各団地における外灯や浄化槽管理費などの共益費を、入居者で組織する自治会等にお支払・管理していただくこととなります。
- (6) 一般市営住宅のうち駐車場が整備されている団地において使用できる駐車場は、1世帯1台分であり、2台以上の使用はできません。

2. 優先募集住戸について

- (1) 次の1～5の優先入居対象世帯については、優先募集住戸に申込みことができます。また、一般募集住戸を重複して 申込み事も可能です。（必ずしも重複して申込みなければならないわけではありません。）
なお、抽選は先に優先募集住戸から行いますが、重複申込みをした方が優先募集住戸に 当選した場合は、一律、一般募集住戸の 申込みは取消しとなりますので、あらかじめご了承のうえで申込みしてください。
- (2) 優先入居対象世帯については、次の表のとおりです。

	対象世帯	世 帯 要 件
1	ひとり親世帯	母子・父子世帯（20歳未満の子を扶養している配偶者のない方の世帯）。
2	子育て世帯	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を扶養している方の世帯。
3	老人世帯	申込者が60歳以上の方で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方で構成される世帯。
4	障がい者世帯	身体障害者手帳（1～4級）・精神障害者保健福祉手帳（1～3級）・療育手帳（A又はB判定）を所持している方がいる世帯。（単身の場合は単身での生活が可能な方。） なお、車いす専用住戸の募集の場合は、身体障害者手帳（1～4級）を所持し、日常生活において、常時車いすを自ら操作し生活することが可能な方（常時介護を必要とする方は介護できる同居親族のある方）がいる世帯が対象。
5	DV被害者世帯	書面によりDV被害を証明できる世帯。詳細は窓口にご相談ください。